

申し込みにあたっての注意点

1.ご契約時に必要な書類等

- ①申込書(学校長印が必要となります)
- ②保険料(一括払のみの取扱いとなります)

2.保険お申し込み期日

旅行出発日の前日から起算して**14日前^{*1}**まで、または**21日前^{*2}**までとなり、それ以降のお引受けはできません。
※**14日前^{*1}**まで、または**21日前^{*2}**までにお申し込み手続き・保険料のお支払いを完了いただく必要があります。

3.保険期間開始後の契約内容変更について

保険期間開始後(旅行出発日の前日から起算して**13日以内^{*1}**、または**20日以内^{*2}**)の参加人数の減少に伴う契約内容の変更や解約のご請求をいただいても、保険料の返還はございませんので、特に注意してください。

4.お申し込みの範囲

対象となる旅行全体についてお申し込みください。
旅行に参加される児童、学生または生徒および教職員すべての方を旅行参加者数に含めてください。
(旅行行程の一部や参加生徒の一部のみに限定したお引受けはできません。)

5.保険販売中止または保険料変更の可能性について

国内で大規模な新型コロナウイルス感染症が発生した場合などは新たなお引き受けの停止または保険料が変更となる場合がございます。

6.旅行日程が複数の場合のお引受けについて

1つの学校で旅行日程が複数の学校旅行を実施する場合、旅行日程ごとにグループを分けて契約を行う必要があります。この場合、次のパターンの引受けが可能です。

A:それぞれのグループを独立した契約とします。感染者が出た場合、感染者が属しているグループのみ補償対象となります。

B:それぞれの日程で契約をいただきますが、申込書に他のグループの証券番号を記載することにより、1つの契約とみなします。感染者が出た場合、感染者が属しているグループだけでなく、感染者が属していないグループも補償対象となります。

(1)上記Aで引き受ける場合

それぞれの旅行日程のグループごとに契約を行ってください。

(2)上記Bで引き受ける場合

①引受けが可能な条件

一番日程の早い旅行の旅行開始日と一番日程の遅い旅行の旅行開始日の差が14日以内である場合

②1名あたりの保険料

別途ご案内いたします「新型コロナウイルス感染症対応 JTB国内学校旅行キャンセル費用保険 お見積書」をご参考ください。
※Aでお引き受けするより保険料が高くなる場合がございますのでご注意ください。

③注意点

・事故あたりの支払限度額は、すべての契約あわせて2,000万円となります。
・保険期間は、すべての契約において一番日程の早い旅行の旅行期間の初日から起算して**13日前^{*1}**または**20日前^{*2}**の日の午前0時に始まります。
旅行開始日に係なく、契約締結期限は一番日程の早い旅行の旅行期間の初日から起算して**14日前^{*1}**または**21日前^{*2}**の日までとなります。

(保険期間**13日間**かつ、上記Bの場合の例)



7.補償する損害について

保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって旅行会社への通知が遅延した場合には、通知の遅延により増加した旅行取消料が補償されないことがあります。

*1 保険期間13日間の場合

*2 保険期間20日間の場合

学校長とご担当の教職員の皆様へ

2021年
10月改定版

新型コロナウイルス感染症対応

JTB国内学校旅行 キャンセル費用保険

(費用・利益保険 新型コロナウイルス感染症による国内学校旅行取消料補償特約セット興行中止保険)

(費用・利益保険 新型コロナウイルス感染症による国内学校旅行取消料補償特約(保険始期日20日前用) セット興行中止保険)

この保険は…?

学校等が取り扱う学校旅行において、**旅行参加者が新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に感染したと医師に診断され、それを理由として、学校旅行が中止(一部の旅行参加者の中止を含みます。)**または延期となった場合に旅行会社へ支払う旅行取消料を補償する保険です。

学校旅行の実現に向けて保護者様への安心を高めることができます。

申込締切日

①対象となる学校旅行出発の**14日前**まで(保険期間13日間の場合)

②対象となる学校旅行出発の**21日前**まで(保険期間20日間の場合)

※お選びいただく保険期間によって申込締切日が異なります。

対象となる 学校旅行

学校等が学校行事として実施し、学年またはそれ以上の単位で生徒を参加させる、学校の教職員が引率する**14日以内**の日本国内の旅行

保険契約者・ 被保険者

学校等とは、学校教育法に定める幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校、各種学校、児童福祉法に定める保育所、法に基づく認定こども園をいいます。

お問合せ先

【取扱代理店】

新型コロナウイルス感染症対応 JTB国内学校旅行キャンセル費用保険とは

○ 保険金をお支払いする場合

学校等が取り扱う学校旅行において、**旅行参加者が新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に感染したと医師に診断され、それを理由として、**

●学校旅行全体が中止または延期となった場合

●一部の旅行参加者にかかる旅行契約を旅行開始前に解除したことにより一部中止となった場合

(例) ●中学校の2泊3日の修学旅行(出発日5/25)

●修学旅行代金:1名あたり8万円(旅行参加者数200名)

●支払限度額:1名あたり8万円で契約



保険金をお支払いする場合の例①

出発3日前に生徒が新型コロナウイルス感染症に感染したと医師に診断されたため、修学旅行を中止した。

【お支払いする保険金】

$$\text{旅行代金 } 8\text{万円} \times \text{取消料 } 30\% \times 200\text{名} = \text{480万円のお支払い}$$

保険金をお支払いする場合の例②

出発9日前にある生徒1名が新型コロナウイルス感染症に感染したと医師に診断され、感染者1名と濃厚接触者3名のみ旅行をキャンセルしたうえで修学旅行を催行した。

【お支払いする保険金】

$$\text{旅行代金 } 8\text{万円} \times \text{取消料 } 20\% \times 4\text{名 (感染した + 休んだ)} = \text{6.4万円のお支払い}$$

【受注型企画旅行契約款別表第1 取消料(第16条第1項関係)より抜粋】

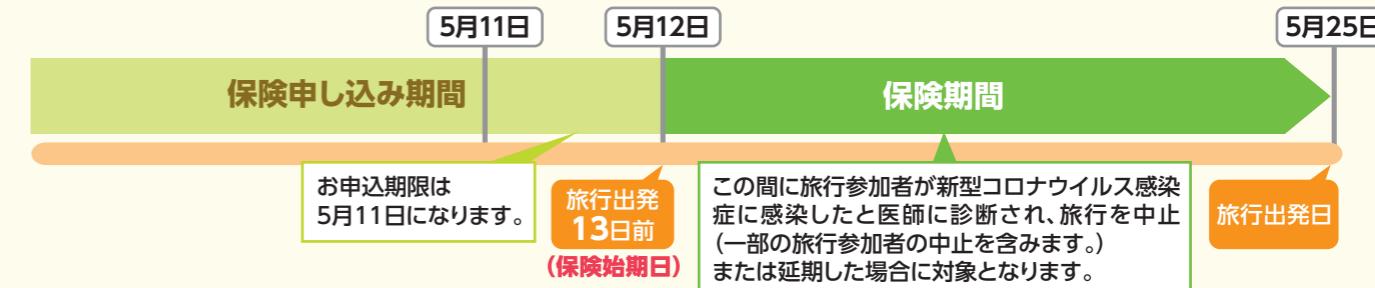
区分	取消料	区分	取消料
イ 口からへまでに掲げる場合以外の場合(当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合に限る。)	企画料金に相当する金額	ハ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に解除する場合(ニからへまでに掲げる場合を除く。)	旅行代金の30%以内 ^(※1)
□ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目(日帰り旅行にあっては10日目)に当たる日以降に解除する場合(ハからへまでに掲げる場合を除く。)	旅行代金の20%以内 ^(※2)	二 旅行開始日の前日に解除する場合	旅行代金の40%以内
		ホ 旅行開始日当日に解除する場合(ヘに掲げる場合を除く。)	旅行代金の50%以内
		ヘ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内

保険申し込み期間と保険期間について

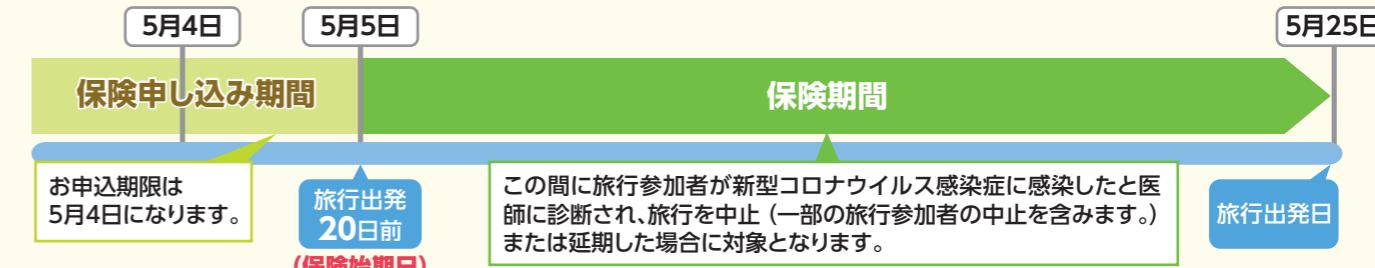
保険期間については、旅行出発日**13日前**より補償開始する場合(保険期間13日間)と、旅行出発日**20日前**より補償開始する場合(保険期間20日間)の2パターンからご選択いただけます。

【5月25日が旅行出発日の場合】

保険期間13日間の補償のイメージ



保険期間20日間の補償のイメージ



【保険料例】最低保険料は1保険契約につき10,000円です。

例	生徒+先生		保険料()内は1名あたり	
	旅行代金	人数	保険期間13日間	保険期間20日間
①	65,000円	130人	104,000円(800円)	148,200円(1,140円)
②	40,000円	80人	30,400円(380円)	43,200円(540円)
③	80,000円	270人	418,500円(1,550円)	596,700円(2,210円)

※上記はあくまで保険料例であり、正式な保険料については代理店にお問い合わせください。

支払限度額について

1名につき「1名あたりの支払限度額」を限度にお支払いいたします。「1名あたりの支払限度額」は**1名あたりの旅行代金に応じた設定(1名あたりの旅行代金の千円未満を切上げした金額)**となります。

また、「1事故あたりの支払限度額」は、「1名あたりの支払限度額」×「旅行参加者数」または**2,000万円のいずれか低い額**となります。

1名あたりの保険料は、1名あたりの支払限度額と旅行参加者数に基づき算出をいたします。別途ご案内いたします「新型コロナウイルス感染症対応 JTB国内学校旅行キャンセル費用保険 お見積書」をご参照ください。

※ 保険契約締結後、旅行参加者数が変更となる場合は、保険契約締結時に適用した1名あたりの保険料により追徴・返還保険料を算出します。(保険期間開始後の旅行参加者数減に伴う契約内容変更や解約の場合を除きます。)

× 保険金をお支払いできない主な場合

①関係者*の新型コロナウイルス感染症の感染またはその拡大に対する故意、重大な過失または法令違反

②関係者の興行(学校旅行)に関する準備もしくは取り決め上の過失またはそのような準備もしくは取り決めに関する関係者間の紛争もしくは意見の相違

③関係者による犯罪行為もしくは闘争行為(労働争議を除きます。)または関係者に対する逮捕もしくは出入国拒否、会場建物の差押え等の公権力の行使(ただし、消防、避難等防災のための公権力の行使を除きます。)

④テロ行為(政治的、社会的、宗教的もしくは思想的な主義もしくは主張を有する団体もしくは個人またはこれらと連帯する者が、その主義または主張に対して行う暴力的行為(示威行為、脅迫行為および生物兵器または化学兵器等を用いた加害行為を含みます。)または破壊行為(データ等を破壊する行為を含みます。)をいいます。)

⑤感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に規定する感染症にかかること、かかっている疑いがあることまたはかかるおそれがあること。ただし、興行の参加者が新型コロナウイルス感染症にかかった場合は除きます。

⑥補償の対象となる事由が保険期間中に発生していない場合

⑦保険契約締結の際に、既に新型コロナウイルス感染症に感染したと医師に診断された興行の参加者がいる場合(保険契約締結時において、新型コロナウイルス感染症に感染した興行の参加者が医師の検査により陰性が確認されている場合または医師の診断により治癒が認められている場合は除きます。)

*関係者とは、保険契約者、被保険者、興行(学校旅行)の主催者等をいいます。以下同様とします。

など